

南部離島町村長議長連絡協議会規約

(名称)

第1条 本会は、南部離島町村長議長連絡協議会と称す。

(目的)

第2条 本会は、南部離島町村相互の親睦を図ることにより、南部離島の振興を促進することを目的とする。

(事務局)

第3条 本会は事務局を南部市町村会内に置く。

(構成)

第4条 本会は、南部離島町村の町村長及び議長をもって組織する。

(役員)

第5条 本会に会長1名、副会長2名、監事2名を置く。

- 2 前項の役員は、定例会において選任する。
- 3 役員任期は、2年とする。ただし、再任を妨げない。
- 4 補欠者の任期は、前任者の残任期間とする。

(定例会)

第6条 本会の定例会は、毎年2回これを開催するほか、必要に応じて臨時会を開催する。

- 2 会議の議事は出席会員の過半数で決する。

(書面表決)

第7条 やむを得ない理由のために役員会及び定例会に出席できない会員は、あらかじめ通知された事項について書面をもって表決し、又は他の会員を代理人として表決を委任することができる。

- 2 前項の場合における第6条第1項及び第2項の適用については、その会員は出席したものとみなす。

(経費)

第8条 本会の経費は、会費、寄付金及びその他の収入をもってあてる。

- 2 会員は、毎年度会費を納めなければならない。会費は、定例会においてこれを定める。

(その他)

第9条 この規約に定めのない事項は、役員会においてこれを定める。

附 則

この規約は、平成元年5月10日より施行する。

附 則

この規約は、平成14年4月1日より施行する。

附 則

この規約は、平成22年2月4日より施行する。

附 則

この規約は、令和3年10月12日より施行する。